

## 国際会計基準審議会、公開草案「IFRS®基準における開示要求－試験的アプローチ」を公表

国際会計基準審議会（以下「IASB審議会」という）は、2021年3月25日に公開草案（ED/2021/3）「IFRS基準における開示要求－試験的アプローチ」（以下「本公開草案」という）を公表しました。本公開草案では、IASB審議会がIFRS基準の開示要求を開発する際に使用する新しいガイダンス案（以下「ガイダンス案」という）並びにガイダンス案を踏まえたIFRS第13号「公正価値測定」及びIAS第19号「従業員給付」の開示要求の改訂案が提案されています。本公開草案に対するコメント期限は、2021年10月21日です。



### ポイント

#### ■ ガイダンス案

財務諸表利用者の意思決定により有用な情報を財務諸表で提供できるようにするために、IFRS基準の開示要求をIASB審議会が開発する際のアプローチを改善するガイダンス案が本公開草案の中で提案されています。

ガイダンス案を踏まえて開発される開示要求では、財務諸表利用者の情報ニーズを満たすことで開示目的を達成することが要求されることとなります。

#### ■ IFRS第13号及びIAS第19号の開示要求の改訂案

この新しいアプローチをテストするため、ガイダンス案をIFRS第13号及びIAS第19号の開示要求に適用した場合の開示要求の改訂案が提案されています。

## I. 本公開草案公表の目的

本公開草案では、IFRS基準の開示要求によって、企業が財務諸表利用者により有用な情報を提供できるようにするため、IFRS基準の開示要求をIASB審議会が開発する際に使用するべき新しいガイダンス案が提案されています。当該ガイダンス案を適用して開発される開示要求では、従来のチェックリストのような開示要求に替えて、財務諸表利用者の情報ニーズを踏まえた開示目的に照らして、開示すべき内容を企業が判断することが要求されます。

また、このガイダンス案に従って開示要求を開発する新しいアプローチの有用性を検証するために、IFRS第13号及びIAS第19号をテストケースとして選定し、従来の開示要求を改訂することが提案されています。

ガイダンス案の適用により、財務諸表注記の有用性が改善されるかに関して、利害関係者からのフィードバックが求められています。本公開草案に対して寄せられるフィードバックを踏まえて、ガイダンス案を将来の基準設定活動に使用するかどうかをIASB審議会は決定することとしています。

## II. IFRS基準の開示要求を開発するための「ガイダンス案」

### (1) 開示における問題

利害関係者からのフィードバックを踏まえ、財務諸表における開示の有用性に関してIASB審議会は以下の3点を主要な問題としています。

- 目的適合性のある情報が不十分
- 目的適合性のない情報が多すぎる
- 情報が効果的に開示されていない

これらの問題は、IFRS基準の開示要求がチェックリストのように扱われ、適切な判断が行われない場合に生じると利害関係者は述べています。

本公開草案で提案されている新しいアプローチを使用して開発される開示要求により、企業や監査人等がより効果的な判断を行うことが可能となり、財務諸表利用者により有用な開示が提供されることが期待されています。

### (2) ガイダンス案

ガイダンス案に従って開発される開示要求に含まれる内容	
全体的な開示目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 概念フレームワーク及びIAS第1号「財務諸表の表示」における一般目的財務報告の目的よりも範囲の狭い、個別基準における全体的な開示目的を示す</li> <li>■ 個別基準における全体的な開示目的において、当該個別基準における財務諸表利用者の全体的な情報ニーズを示し、その情報ニーズを満たす開示を行うことを要求する</li> <li>■ (後述の) 具体的な開示目的に準拠して企業が開示する情報により、財務諸表利用者の全体的な情報ニーズが満たされているかを企業が評価することを要求する</li> <li>■ (具体的な開示目的に準拠した情報開示のみでは財務諸表利用者の全体的な情報ニーズが満たされないと考えられる場合、) 開示目的を達成するために、具体的な開示目的で要求されていない企業固有の情報を追加的に開示することが必要となる場合がある</li> </ul>
具体的な開示目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個別基準における具体的な開示目的において、当該個別基準における財務諸表利用者の具体的な情報ニーズを示す</li> <li>■ 財務諸表利用者の具体的な情報ニーズを満たすため、すべての重要な情報を開示することを企業に要求する</li> <li>■ 財務諸表利用者が提供された情報をどのように利用するのかに関する説明を付記する (例えば、財務諸表利用者のどのような分析に用いられるのか)</li> </ul>

具体的な開示目的を満たす情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 具体的な開示目的を満たすために、企業が開示する可能性がある、または、開示することが要求される情報を示す</li> <li>■ 具体的な開示目的を満たす情報と、具体的な開示目的との対応関係を明示する</li> </ul>
----------------	--

### III. IFRS第13号及びIAS第19号の改訂案

この新しいアプローチをテストするため、ガイダンス案をIFRS第13号及びIAS第19号の開示要求に適用した場合の開示要求の改訂案が提案されています。

#### (1) IFRS第13号の改訂案

IFRS第13号の改訂案の開示要求		
<b>全体的な開示目的</b>	財政状態計算書上で当初認識後に公正価値で測定される資産及び負債について、関連する不確実性に対する企業のエクスポージャーを財務諸表利用者が評価できるようにするための情報を、企業は開示しなければならない	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ これらの資産及び負債の財政状態及び経営成績における影響の大きさ (significance)</li> <li>■ どのように公正価値測定が行われたか</li> <li>■ これらの資産及び負債の公正価値測定の変動が、報告期間末の財務諸表にどのように影響するか</li> </ul>	
<b>具体的な開示目的</b>	<b>財務諸表利用者の理解に資する情報開示</b>	<b>財務諸表利用者の情報の利用方法</b>
公正価値ヒエラルキーの各区分に分類される資産及び負債	経常的な公正価値測定に関して、以下の点を財務諸表利用者が理解できるようにするための情報を、企業は開示しなければならない	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公正価値ヒエラルキーにおける資産及び負債の分類における相対的な主観性を財務諸表利用者が評価する</li> <li>■ 公正価値測定が期末時点の財政状態に与える影響を評価する</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>財政状態計算書上で当初認識後に公正価値で測定される資産及び負債の金額、性質及びその他の特性</u></li> <li>■ <u>これらの特性が公正価値ヒエラルキーの分類にどのように関連しているか</u></li> </ul>	
公正価値測定に関する測定の不確実性	経常的な公正価値測定に関して、財政状態計算書上で当初認識後に公正価値で測定される資産及び負債の、 <u>公正価値測定に利用される重要な評価技法及びインプット</u> を財務諸表利用者が理解できるようにするための情報を、企業は開示しなければならない	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公正価値測定の不確実性の源泉を財務諸表利用者が理解する</li> </ul>
合理的に考え得る代替的な公正価値測定	経常的な公正価値測定に関して、財政状態計算書上で当初認識後に公正価値で測定される資産及び負債について、 <u>報告期間末に合理的に考え得る代替的インプットを利用して測定した公正価値</u> を財務諸表利用者が理解できるようにするための情報を、企業は開示しなければならない	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 報告期間末時点において生じ得る公正価値測定の結果を財務諸表利用者が評価する</li> <li>■ これらの生じ得る結果が将来のキャッシュ・フローにどのように影響するかを評価する</li> </ul>
公正価値測定の変動の理由	経常的な公正価値測定に関して、財政状態計算書上で当初認識後に公正価値で測定される資産及び負債の、 <u>報告期間の期首から期末の期間における公正価値測定の重要な変動理由</u> を財務諸表利用者が理解できるようにするための情報を、企業は開示しなければならない	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 取引及びその他の事象が財政状態及び経営成績にどのように影響したかを財務諸表利用者が評価する</li> <li>■ 財務諸表利用者の分析に含める金額を特定する</li> </ul>

(2) IAS第19号の改訂案

IAS第19号の改訂案の開示要求（確定給付制度）		
<b>全体的な開示目的</b>	財務諸表利用者が以下の点を評価できるようにするための情報を、企業は開示しなければならない	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 確定給付制度が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに及ぼす影響</li> <li>■ 確定給付制度に関するリスク及び不確実性</li> </ul>	
<b>具体的な開示目的</b>	<b>財務諸表利用者の理解に資する情報開示</b>	<b>財務諸表利用者の情報の利用方法</b>
確定給付制度に関連して基本財務諸表に計上されている金額	報告期間における財政状態計算書、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書において、確定給付制度に関連して計上されている金額及びその内訳を財務諸表利用者が理解できるようにするための情報を、企業は開示しなければならない	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 確定給付制度に関する詳細な開示と基本財務諸表に計上されている金額の関係を財務諸表利用者に明らかにする</li> <li>■ 財務諸表利用者の分析に含める金額を特定する</li> </ul>
確定給付制度の内容及びリスク	財務諸表利用者が以下の点を理解できるようにするための情報を、企業は開示しなければならない	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業がどのように給付を支給する計画かを財務諸表利用者が評価する</li> <li>■ 確定給付制度に関するリスクが、将来企業が給付を支給する能力に与える影響を評価する</li> </ul>
確定給付制度に関する予想将来キャッシュ・フロー	報告期間の末日現在における確定給付制度債務が、企業の将来キャッシュ・フローに及ぼすと予想される影響及び影響の内容を財務諸表利用者が理解できるようにするための情報を、企業は開示しなければならない	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 確定給付制度債務の将来キャッシュ・フローに対する影響を財務諸表利用者が評価する</li> <li>■ 確定給付制度債務が企業の経済的資源にどのように影響するか（例：配当支払能力）を評価する</li> </ul>
新規加入を受け付けていない確定給付制度に対する将来給付額	新規加入を受け付けていない確定給付制度（いわゆる閉鎖型制度）において今後給付が行われる期間を財務諸表利用者が理解できるようにするための情報を、企業は開示しなければならない	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新規加入を受け付けていない確定給付制度（いわゆる閉鎖型制度）が財務諸表に影響を与え続ける期間を財務諸表利用者が理解する</li> </ul>
確定給付制度債務に関する測定の不確実性	確定給付制度債務の算定に使用される重要な数理計算上の仮定を財務諸表利用者が理解できるようにするための情報を、企業は開示しなければならない	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 確定給付制度債務の測定の不確実性の源泉を財務諸表利用者が理解する</li> </ul>
確定給付制度に関して財政状態計算書において認識された金額の変動の理由	報告期間の期首から期末の期間において確定給付制度に関して財政状態計算書において認識された金額の重要な変動理由を財務諸表利用者が理解できるようにするための情報を、企業は開示しなければならない	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 取引及びその他の事象が財政状態及び経営成績にどのように影響したかを財務諸表利用者が評価する</li> <li>■ 財務諸表利用者の分析に含める金額を特定する</li> </ul>
IAS第19号の改訂案の開示要求（その他の制度）		
確定拠出制度	全体的な開示目的	制度が経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための情報を、企業は開示しなければならない
短期従業員給付		
解雇給付	全体的な開示目的	制度の性質及び制度が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための情報を、企業は開示しなければならない
その他の長期従業員給付		
複数事業主制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 確定給付制度と同様の方法で会計処理している場合、確定給付制度のすべての開示目的を遵守しなければならない</li> <li>■ 確定拠出制度と同様の方法で会計処理している場合、確定拠出制度の全体的な開示目的、並びに、「確定給付制度の内容及びリスク」に関する具体的な開示目的を遵守しなければならない</li> </ul>	

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。